

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	平成27年度第1回武蔵村山市学校給食運営委員会
開 催 日 時	平成27年7月14日（火）午後3時30分～午後4時40分
開 催 場 所	市役所301大集会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者 小野委員長、荒幡副委員長、池谷委員、栗原委員、井口委員、田中委員、石井委員、吉岡委員、波多野委員、藤田委員、小山委員、稲見委員、吉野委員 欠席者 小野江委員、小瀬委員 事務局 教育長、教育部長、学校給食課長、学校給食課学校給食センター所長、同課主査、同課栄養教諭、同課栄養士、同課事務嘱託員
議 題	議題 1 副委員長の選任について 2 平成26年度武蔵村山市学校給食費会計歳入歳出決算について 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1：副委員長の選任について 荒幡委員が副委員長に選任された。 議題2：平成26年度武蔵村山市学校給食費会計歳入歳出決算について 原案のとおり認定された。 議題3：その他 特になし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	※ 一部委員の改選に伴い、会議に先立ち、委嘱書の交付等を行った。 (1) 委嘱書の交付 (2) 教育長挨拶 (3) 委員自己紹介 (4) 事務局職員の紹介 議題1：副委員長の選任について (委員長) ただいまから平成27年度第1回武蔵村山市学校給食運営委員会を開催する。本日の出席委員は13人であり、武蔵村山市学校給食運営委員会規則第6条第2項に定める定足数に達しているため、会議は有効に成立することを報告する。 これより議題1「副委員長の選任について」お諮りする。事務局より説明を求める。 (事務局) 副委員長については、今年の第1回運営委員会において、小中一貫校村山学園PTA会長の羽鳥委員に就任していただいていたが、PTA役員の改選に伴う委員の改選により、副委員長が欠員となったため、改めて副委員長を選任していただくものである。 (委員長) 副委員長については、従来からの慣例で、小中学校のPTA

会長である委員のうちからそれぞれ協議により選出していただいております、この任期中は中学校のPTA会長のうちから選出することとなっていたと思うが、事務局これに間違いはないか。

(事務局) そのとおりである。

(委員長) 皆さんに御異論がなければそのようにしたいがよろしいか。

(委員) 異議なし。

(委員長) 副委員長については、中学校のPTA会長である委員のうちから選出するという事にさせていただく。協議のため暫時休憩する。

－休憩－

(委員長) 休憩を解き、会議を再開する。休憩中の協議の結果、副委員長には荒幡委員が選出された。協議結果のとおり、副委員長には荒幡委員を選任したいが異議ないか。

(委員) 異議なし。

(委員長) 異議なしと認める。副委員長は、荒幡委員に決定した。

議題2：平成26年度武蔵村山市学校給食費会計歳入歳出決算について

※ 教育長により武蔵村山市学校給食運営委員会への諮問文を朗読

(委員長) 議題2「平成26年度武蔵村山市学校給食費会計歳入歳出決算について」を審議する。事務局の説明の後に質疑等を受けるのでよろしくお願ひしたい。

【事務局説明要旨】

○ 平成26年度の学校給食の概要について、平成26年度武蔵村山市学校給食費会計事務報告書により説明

1 施設の概要：本市の学校給食は、小学校、中学校ともにセンター方式で実施しており、1)の学校給食センターが小学校9校を担当している。調理開始は昭和44年5月で、当時は、小・中学校全校の給食調理を担っていたが、児童・生徒数の増加により、昭和51年度からは、小学校給食のみの調理を行っている。昭和44年当時は、1日最大10,000食までの調理が可能な施設として開設したが、現在の調理能力は、1日6,000食である。

ここに勤務する栄養士、調理職員の数については、記載のとおりであるが、このほか、各学校に配膳員を配置している。

また、給食の配送業務は、委託となっている。

2)の武蔵村山給食センターは、昭和51年度に中学校給食の調理等を行う施設として開設した市立第二学校給食センターに代わり、平成22年度から委託により給食の調理等を行っている施設で、施設そのものは民間の所有となっている。調理能力については、1日3,000食である。

なお、委託している業務は、主に、調理、配送、配膳ということ

で、給食の根幹をなす献立の作成や食材の発注などは、従来どおり、市が責任をもって行っている。

職員数は、栄養士1人となっているが、この栄養士は委託先のセンターに出向き、調理作業の状況を確認するとともに、中間検査として、給食の味見なども行っている。

市の栄養士を除く職員については、委託先の職員であり、調理・配缶・配膳・洗浄など、正規職員を含め、今年度、38人が従事者として届け出られている。

- 2 給食費の額：給食費の額については、平成26年4月の消費税率の引上げなど、物価の上昇が見込まれたためことから、「学校給食費会計の健全な運営を維持しつつ、児童・生徒に必要な栄養量を確保するとともに、魅力あるおいしい給食を提供していくため」には必要最低限の引き上げは避けられないとの判断から、平均で2.8%の引上げを行った。この表にある4月分から2月分までの月額では100円を引き上げ、端数については、3月で調整している。

また、この改定率の考え方であるが、消費税率が5%から8%に上がると2.857%の増となるが、本運営委員会での意見を踏まえて検討する中で、平成25年10月に、日本銀行が、消費者物価指数について、消費税率引上げの影響を含め、平成26年には2.8~3.6%上昇するとの予測を公表したことから、この最低の2.8%を採用することとしたものである。

ここで、配布資料8を御覧いただきたい。

給食費の月額の算定については、1食当たりの基準単価、平均的な単価に年間の給食実施日数を乗じて年額を算定し、これを8月を除く各月に割り振っているものである。例えば、小学校の1学年では、平成26年度の年間の給食実施日数は177日で、1食当たりの単価が214円であるので、これらを掛けると、年額は、37,878円となる。このうち8月を除く4から2月までの10か月の間で3,700円ずつ、合計37,000円を頂戴し、端数の876円を3月にお支払いいただくこととしている。他の学年や教職員についても、同様である。

- 3 給食センター稼働日数：小・中学校とも年間192日の稼働を予定していたが、台風の影響で小・中学校とも1日、また、中学校で全校が給食を実施しない日が1日あったため、小学校給食では191日、中学校給食については190日の稼働であった。

- 4 月別給食基本人員：こちらは、給食をとる児童・生徒及び教職員等の数である。小学校の基本人員の月平均は4,861人で平成25年度と比べ3人の増、中学校の基本人員の月平均は2,196人で、58人の増であった。

5 延べ給食調理数：小学校給食は、191日で89万2,419食、1日平均では4,672食となり、平成25年度と比べると41食の減、中学校給食は、190日で39万4,155食、1日平均では、2,601食となり、平成25年度と比べると577食の増であった。

6 月別献立の内容：教育委員会では、毎年度の学校給食基本計画の中で、主食の区分による献立目標を定めている。平成26年度の基本計画では、小学校では米飯80%、週4回、中学校では米飯90%、週4.5回と定めており、この目標に従って主食を提供したところである。

7 給食用牛乳の購入価格：給食用牛乳は、東京都教育委員会が一括して供給事業者と供給価格の決定事務を行っており、国庫補助金を除いた保護者負担金の欄にある額が実際の購入価格となる。

平成26年度は、牛乳200cc1本当たりの供給価格47円68銭に対し、国庫補助金は4銭ということで、保護者負担額は47円64銭であった。

なお、牛乳の価格は年々上昇しており、平成27年度では、供給価格は48円96銭、国庫補助が4銭で、保護者負担額、実際の購入価格は、平成26年度と比べ1円28銭上昇している状況にある。

8 学校給食運営委員会開催状況：平成26年度は、年2回の開催であった。平成25年度は、給食費の改定もあり、3回の開催であったが、通常は、年2回の開催を予定している。

9 学校給食主任会開催状況：学校給食主任会は、小・中学校と給食センターが連携を保ち、本市における学校給食の効率的な運営に資するとともに、相互の円滑な事務処理態勢を確保することを目的に設置しているもので、主に、献立の検討と各種連絡調整の場として活用しており、8月を除く毎月開催している。

なお、この主任会には、中学校給食の調理等を委託している民間の武蔵村山給食センターのセンター長も参加している。

○ 平成26年度武蔵村山市学校給食費会計歳入歳出決算書により、決算の概要について説明

1 歳入：調定額の合計は3億2,195万5,060円で、これに対する収入額は、3億1,148万8,347円ということで、全体の収入割合は、96.64%であった。

平成25年度の収入割合は96.25%であったので、約0.4ポイント上昇したという結果となっている。

なお、収入未済額の合計は、968万6,681円であり、平成25年度と比べ、76万4,893円減少した。

また、下から2行目の雑入についてであるが、通常、雑入として収入するものはないが、平成26年度においては、特別な事情があったので、この内容について説明させていただく。

小学校給食では、炊飯の専用設備がないため、米飯の約6割は委託業者が炊飯し、各学校に配送する形態をとっている。今回の雑入については、その炊飯委託業者に、給食費会計で購入した米を買い取っていただいた代金を、雑入として処理したものである。

この経過であるが、市が委託している炊飯業者は、炊飯業務のほか弁当の提供も行っている。新聞報道もあったが、この業者が昨年12月1日に八王子市内の私立学校に提供した食品が原因で、教諭と生徒34人が食中毒を発症するという事故があった。

給食センターには、翌2日の午後にこの業者から食中毒の疑い案件が発生しているとの一報があり、その時点では、この業者が提供した食品が原因かどうかは特定できていなかったが、念のため、翌3日以降の炊飯業務については、急きょ、これまでも取引のあった他の業者に発注して対応することとした。

一方、この業者自体も、疑い事例が発生したということで、3日から自主的に営業を自粛することとなり、その後、保健所の調査により原因が特定され、12月8日～12日まで営業停止処分となったところであるが、委託炊飯で使用する米については、前日に業者に納品することとなっており、3日の炊飯に使用する米が、2日の時点でこの業者に既に納品されている状況であった。

本市の学校給食では、米に関しては、「納品日の前日精米」、「使用日の前日納品」と定めており、12日まで営業停止となったことから、そこで委託を再開したとしても、この米は本市の規格外となってしまうことから、協議の上、業者に買い取っていただくこととしたものである。

なお、この業者の工場については、事故発生前の6月に職員で視察見学をしており、弁当と炊飯業務については別の部屋で行われていることを確認していた。また、今回の食中毒の原因は、ウェルシュ菌によるもので、ノロウイルスなどのように従業員を介したのではないことも分かったことから、委託を再開する方向としたが、委託の再開に向けては、「営業自粛・営業停止期間中に行った清掃、消毒の実施状況が分かる書類」、「営業停止期間中に行われた衛生講習会等での配布資料の写し」、「衛生講習会等への従業員の参加状況」といった書類の提出を求め、これが12月17日に提出され、必要な措置が講じられていたことが確認できたため、他市の状況等も勘案し、1月から委託を再開したという状況であった。

雑入については、このようなことによるものである。

2 歳出：予算総額3億1,552万5千円に対する支出済額は3億533万5,287円で、執行率は96.77%であった。

なお、歳入の給食費、現年度分の給食費の収入済額との比較では、執行率は、100.0%ということで、現年度分の給食費として保護者の皆様からお預かりしたものについては、全て使い切った計算であるが、過年度給食費や試食会費、前年度繰越金などもあったので、3の歳入歳出差引残額のとおり、翌年度への繰越額は、前年度より139万7,906円多い581万3,060円となったところである。

○監査委員による決算審査結果の概要説明

学校給食費会計の決算については、毎年、市の監査委員による審査を受けている。

決算審査は、平成27年6月26日に行われ、審査結果としては、記書きの4の(1)にあるとおり、「証拠書類の整理状況は良好で、計数等に誤りがなくおおむね適正に執行されているものと認められた」とされている。

3ページには、意見及び要望が記載されており、まず、アの「給食費の収入状況について」では、平成25年度に引き続き平成26年度においても、収納率が向上し、未納者数も減少した状況から、「日頃の徴収に対する積極的な姿勢の表れ」や「様々な徴収向上策が功を奏した」などとされ、これまでの取組に関し、評価をいただいたところである。

次の不納欠損処分に関しては、「不納欠損として処分するには、十分な調査を行い、現況の把握に努め、それらを総合的に判断し、的確な処理・対応に努めていただきたい」とあるが、平成26年度の不納欠損処分に関しては、「いずれもやむを得ない理由」との判断をいただいているところである。

続いて、「繰越金について」であるが、先ほど説明したとおり、平成26年度には給食費の値上げ改定をした中で、繰越金が増加しているという点について、「繰越金の減額に向けた対応をしていただきたい」との指摘があった。学校給食課としても、もちろん、そのような考えでいるところであり、保護者の皆様からお預かりした現年度分の給食費については、全て使い切った計算であるが、給食費会計では、仮に赤字になった場合、これを補填する術がないということで、繰越金の増については、物価の上昇が見込まれていた中で、資金不足にならないよう配慮した結果ということで御理解いただきたい。

続いて、支払事務についてであるが、おおむね良好との判断をいただいている。

次の、「オ」及び「エ」の説明については、省略させていただく。

[その他決算の詳細説明は省略]

(委員長) これで説明が終わった。これより質疑に入る。

質問のある方は挙手をし、指名があったら、名前を述べてから発言願いたい。

(委員) 不納欠損処分に関する説明の中で、「理解が得られなかった」という話があったが、保護者として思うところとして、口座から落ちるタイミングが合わなかったとか、督促を受けたがすぐに払込みに行けなかったなどということが重なって払えなかったということは良くあり理解できるが、「理解が得られなかった」というのは、どういう説明をされたのか、また、説明に行ったら何か言われたということがあれば伺っておきたい。

(事務局) 臨戸徴収に行った際に、例えば、不登校で学校に行っていないかったが、給食は停止となっておらず、給食費が発生してしまっていたが、給食は食べていなかったのだから払わないというケース、あるいは、離婚されて母親が子供を引き取ったが、以前の給食費については元夫に請求してほしいというようなあいまいなケースで、給食費は、税などと違って強制力がないので、そのあたりでうまく説明ができず、棚上げになってしまっているといったものがある。

(委員) そうすると、特に理解してもらえないということではなく、家庭の事情でということが良いか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 未納の関係で、通年的に1年間払っていないのか、この月だけは多いといったことはあるのか。

(事務局) ケースバイケースで、最近では、現年度分の徴収を強化しているが、そういった中でも、1年を通してという方も中にはいらっしゃる。そういう方については、その前年、前々年も未納ということが多い。給食費の納入が経済的に難しいということであれば、就学援助や生活保護の制度を案内はしているが、本人がそうした手続をとっていないというケースも見受けられる。

また、特にどの月の未納が多いかということの統計はとっていないが、年度当初、4・5月分については、2か月分を5月末に引き落とすため、5月分が未納となるケースが多く、5月末引き落とし時点での収納率は低くなっている。その後、6月、7月と月を重ねる中で、最終的に九十九点数パーセントとなるもので、収納率は徐々に上がっていく傾向がある。

(委員) 未納がずっと続いていて、小学校では6年間あるが、その6年間分をゆっくり払っている家庭もあるということか。

(事務局) 古いものから少しずついただいているという状況もある。決算書5ページの過年度分給食費明細の収入未済額で、例えば、平成21年度では、収入未済額は128万4,396円とあるが、平成21年度末時点での未

納額は約408万円で、これが年を重ねるごとに少しずつ支払われ、平成26年度末では128万4,396円まで下がったということであり、それだけの金額を過年度分として徴収し、未納の減少に努めているところである。

(委員) まず、食材の関係で、最近取りざたされているトランス脂肪酸について、そういったものが食材として使われているのかどうか。また、不納欠損処分の関係で「保護者に会えなかった」ということについて、また、断る理由として、「義務教育だから払わない」という言い訳をしているケースがあるのか伺いたい。

(事務局) まず、トランス脂肪酸の関係であるが、マーガリンなどについては、確かにトランス脂肪酸が含まれているが、使用している量は少なく、トランス脂肪酸がどれだけ使われているかの調査はしていないが、問題はないものと捉えている。また、未納の理由として、「義務教育だから払わない」、「無料のはずだ」ということについては、過去、新聞報道などではあったが、承知している限りでは、本市では未納の方がそのようなことを理由としているということは、聞いたことがない。

保護者に会えなかったという点に関しては、居留守というか、徴収に行くとき子供に対応させて親が出てこないというケースが多い。そういったことで会えないという状況がある。

(委員) 居留守というのは、世帯数としては多いのか、また、トランス脂肪酸は使用量が少ないからということだが、今後、国で「だめだよ」ということになれば使わないということの良いか。

(事務局) まず、トランス脂肪酸については、現在、特に国内では規制がないが、今後そのようなことになれば、給食センターでは安全な食材を使うということであるので、当然、使用しないことになる。

居留守の世帯に関しては、職員が家庭の中に入っていくことはできないので、おそらくそうであろうという想定の中のものであるので、確実な件数は把握できないということで御理解いただきたい。

(委員) 未納の人数であるが、単純な人数の合計ではないことは理解しているが、例えば、第五中学校は人数2名であるが、この第五中学校に上がる二小、八小、十小という人数を考えると、単純な数の比ではないのは分かっているが、かなり改善されてきているのかと思う。ただ、継続性があるとの話だったので、これが改善されてきているのか、それとも数年後にはこの数字が上がってしまうのか。例えば、中学生に対する取組が違うとか、何かあるのか。

(事務局) 学校給食センターとしては、小学生、中学生で特に違うという取組はしていない。ただ、御説明したとおり、学校との連携が重要であり、各学校でもいろいろ努力していただいていることと思う。そういった中で、これからまた増えてしまうのか、あるいは改善していくのか

ということに関しては、ここ2年間では、平成24年度と平成25年度を比べると未納者数は半数になり、平成26年度においても更に減少している状況であるので、監査委員の意見にもあったとおり、これまでの取組が功を奏してきているということで、そうした取組を継続していき、未納ゼロとなるのが理想であるので、引き続き取り組んでいきたい。

(委員) 第五中学校の2名のうち、調べると、1名は丸丸1年間お支払いいただけていない。追跡調査すると、小学校の時も一度もお支払されていないような家庭が1件ある。PTA会費や給食費などに関しては、中学校では個人面談のときに担任から保護者に直接手紙を渡すとか、一言言ってもらって現金回収するなどの努力はしているが、三中のように未納ゼロには至っていないので、今後も頑張るしかないと思っている。

(委員長) ほかに意見、質問はあるか。

ないようなので、質疑を終結する。

議題2「平成26年度武蔵村山市学校給食費会計歳入歳出決算について」は、原案のとおり認定することに異議はないか。

(委員) 異議なし。

(委員長) 「平成26年度武蔵村山市学校給食費会計歳入歳出決算について」はこれを認定することに決定した。なお、本案件については、教育委員会からの諮問に基づくものであるので、教育委員会に答申を行う必要がある。答申文の内容については委員長に委任していただきたいが異議ないか。

(委員) 異議なし。

(委員長) 異議なしということで、答申文の内容については、委員長に委任された。

議題3 その他

(委員長) その他だが、委員の皆様から何かあるか。

(委員) なし。

(委員長) 事務局から何かあるか。

(事務局) なし。

(委員長) それでは議題3「その他」については終了する。

以上をもって本日の予定は全て終了した。

本日の委員会は、これにて閉会する。

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()	傍聴者： <u>0</u> 人
-----------------	---	-----------------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：)
------------------	---

庶務担当課	教育部 学校給食課（電話：560-2597）
-------	------------------------

（日本工業規格A列4番）